

第683号
令和2年 6月
2020年



広報 やわた

令和2年(2020年) 5月1日現在
人口7万765人 前月比 24人減
男:3万4446人 女:3万6319人
世帯 3万3278世帯
動き 出生 32人 死亡 59人
(4月分) 転入 235人 転出 232人

ホームページ
http://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 F A X (075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています

Instagram Re:post Fes in YAWATA



市アカウント
QRコード

外出自粛が続いたGWのおうち時間を少しでも楽しんでもらおうと5月1日~10日の期間、Instagramで『2019年以前』に撮影したとおきの1枚を募集したところ、たくさんの素敵な写真をご投稿いただきました！ありがとうございました♪

※全作品は、市Instagram公式アカウントまたは市ホームページでご覧いただけます。
問秘書広報課 (☎983-1087)

今月の 主な内容

「徒然草エッセイ大賞」作品募集、市役所第2駐車場の使用再開、通知カード廃止のお知らせ 2面
集中豪雨に備えましょう、生活情報センター相談件数 3面
国民健康保険料が決定、個人市民税の減免 4面
令和2年度の介護保険料について、市税・国民健康保険料は納期内に 5面

環境月間（「美しいまちづくりまかせて！」事業など）、民生・児童委員の活動紹介 6面
情報ひろば（市政、募集、講座・教室、イベント） 7面
相談、年金、生活、図書館、短信 8・9面
保健医療（健康診査・相談、予防接種の中止ほか）、子育てすくすく、子育てサークル活動に補助金を交付 10・11面
新型コロナ関連特集（特別定額給付金を支給、休業要請等に協力した事業者へ支援給付金を支給など） 12面

掲載している事業・イベント等は、新型コロナウイルスの影響で変更・中止となる場合があります。最新情報は、各担当部署等にご確認ください。

第四回「徒然草エッセイ大賞」作品募集「変化」



※応募は1人1作品のみ。
●郵送 〒614・8501
市役所社会教育課「徒然草エッセイ大賞」事務局
●Eメール: yawata@tsu
zure-essay.jp
●専用ホームページ: http://www.tsuzure-essay.jp
※専用フォーマットから送信。

◆賞
①一般の部 2000字以内
②中学生の部 1200字以内
③小学生の部 800字以内
◆入選発表表
○令和3年2月初旬までに、入選者に通知。
○令和3年2月末までに入選作を発表し、専用ホームページで作品名と入選者名を公表します。

市制施行40周年を機に創設した「徒然草エッセイ大賞」の第四回を実施し、全国からエッセイ(随筆)作品を募集します。

◆応募方法 作品とは別の用紙に、作品タイトル、氏名(フリガナ)、年齢、性別、職業、学校名と学年(小中高生の場合)、郵便番号、住所、電話番号、この賞を知ったきっかけ、Eメールアドレス(お持ちの場合を明記し、必ず作品に添付して、郵送、Eメール、専用ホームページから応募。
○大賞3作品は、小説・エッセイ文庫「文蔵」(PHP研究所発行)誌上に掲載。
○入選作品集を作成し、入選者に提供、図書館等に配布します。
※詳しくは専用ホームページでご確認ください。

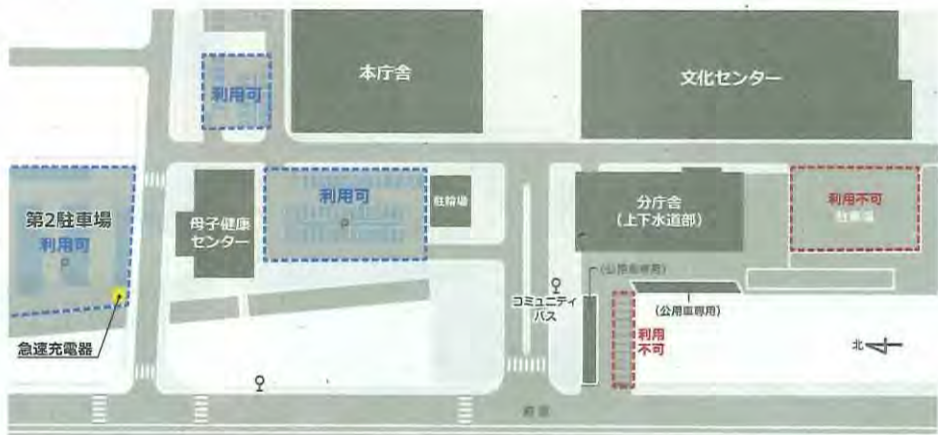
◆テーマ「変化」
人間は変化しながら成長します。自然も社会も人間も世界は変化に満ちています。私たちは変化を感じ、読み解きながら生きています。何が変わりましたか?変化は何を与えましたか?どんな変化を望みますか?変化しないも

どーも 市長の堀口です



新たな日常へ
分かったことと分からないこと
5月21日、緊急事態宣言が解除となりました。外出の自粛要請など感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染症で分かっていることは、①高齢者は重症化しやすく、子どもは罹りにくいなど、重症化は年齢に関する傾向がある。②欧米に比べ、日本(東アジア)の死者数が2桁少ない。
③厚生労働省とは別に、東京大学先端科学技術研究センターによる抗体検査結果では0.6%の方が抗体を持っていたこと。②、③のことから理由は分かりませんが、多くの日本人は新型コロナウイルスに対する弱い自然免疫を持っているということを推測させます(同センター児玉龍彦名誉教授)。
6月議会に、新型コロナウイルス感染症への更なる追加対策を含む肉付けの補正予算を提出いたします。市民の皆さま、学校などの公共施設が順次再開されますが、引き続き、新型コロナウイルスを正しく恐れ、手洗いの励行や咳エチケットなどに留意をお願いいたします。

市役所第2駐車場の使用再開について



新庁舎整備工事に伴い、一時閉鎖していた第2駐車場の使用を5月25日(月)から再開しました。また、使用再開にあわせて、電気自動車用急速充電器を第2駐車場に移設しております。
今後は、案内図のとおり、文化センター駐車場、および分庁舎前の仮駐車場の使用を停止しますので、ご理解、ご協力の程お願いします。
園総務課 (☎983-2932)

春の叙勲・褒章

市内から2人が受章

叙勲
国や公共に対し功労のあった人を対象とする春の叙勲で、元八幡市議会議員の森川信隆さんに旭日小綬章が贈られました。
褒章
その道一筋に業務に精励し、他の模範となる方を対象とする春の褒章で、㈱ARACO代表取締役の荒木俊成さんが黄綬褒章を受章されました。

市営住宅等の入居者募集

市営住宅と府営住宅の入居者を募集します。
申込資格 次のすべての要件を満たす人
①市税を完納している
②住宅に困窮している
③平成29年5月31日以前から現在まで八幡市に住居登録があり、居住している
④同居親族か同居予定の親族がいる(単身者不可。高齢者等は条件により入居可)
⑤世帯の合計所得が、入居資格に定める収入基準額以下
⑥申込者および同居予定の親族が暴力団員または暴力団構成員でない
※障がい者配慮型住宅への入居希望者は、身体障害者手帳1~4級を所持、または入居までに取得が確実な場合に限り。
必要書類
①市営住宅等入居申込書
②令和2年度市・府民税課税証明書、または非課税証明書
③申込者と同居親族全員の住民票の写し
④納税義務者全員の完納証明書
⑤その他必要書類(身体障害者手帳など)
※申込資格審査、入居時期は新型コロナウイルスの状況を見て決定します。

募集住宅一覧表

Table with columns: 種別 (Type), 団地名 (Complex Name), 間取り (Floor Plan), 募集戸数 (Number of Units). It lists general and barrier-free housing options.

※入居申込書や家賃など詳しくは、5月25日(月)から住宅管理課で配布する募集案内書にて、ご確認ください(市ホームページからも入手可)。
申込期間 6月1日(月)~19日(金) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申込可(19日の消印有効)。しかし、電話による申し込みは、お受けできません。
園・住宅管理課 (☎983-5767)

通知カード廃止のお知らせ

法改正により、マイナンバーをお知らせする通知カードの運用が5月25日から廃止され、通知カードの記載事項(住所、氏名など)の変更、再交付などの手続きも廃止されます。
通知カードの記載事項(氏名・住所等)が、住民票と一致していないと、マイナンバーを証明する書類としては使用できません。証明する書類として必要な場合は、マイナンバーカード、またはマイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書を取得してください。

なお、出生などで新たにマイナンバーが付番された人には「個人番号通知書」が自宅に郵送で送られますが、マイナンバーを証明する書類として利用できませんので、ご注意ください。
園市民課 (☎9833・2759)

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

Table showing fire and emergency statistics for the period of 1-4 months in Heisei 25 (2013) compared to the same period in Heisei 24 (2012).

集中豪雨に備えましょう

まもなく梅雨です。梅雨の時期から秋にかけて、台風や豪雨などの風水害が起っています。中でも、ゲリラ豪雨については、発生場所や時間の特定、降雨量の予測は大変困難です。いざという時に備えて、情報の入手方法や風水害時の避難行動など、日ごろから身を守るための準備をしておきましょう。

■防災ハザードマップの活用
災害時の備えや避難場所、災害種類別ハザードマップなど、いざというときに役立つ情報を掲載しています。お手元がない場合は、市ホームページ、防災安全課

■緊急速報メール
避難勧告等の緊急を要する重要な情報の配信をします。受信可能な携帯電話をお持ちの場合、自動で受信されます(登録不要)。

■防災行政無線テレホンサービス
防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合は、防災行政無線テレホン

インターネットや、防災行政無線、緊急速報メール、京都府防災・防犯情報メールなどから取得できます。

登録により防災・防犯情報などをメールで知らせる京都市のサービスです。利用方法 上図のQRコード、またはメールアドレス

■避難行動について
避難行動は、災害時に命を守る行動です。安全を確保するため、避難所へ移動する以外にも次の行動が避難行動となります。

■避難するときの注意点
▽運動靴など動きやすく、安全な服装を選ぶ
▽冠水時は足元に注意する
▽単独行動はしない

■水の深さに注意し、危ないと判断した場合は高所を避け、高層階に避難する

■土のうの無料配布
浸水などの水害から住宅を守るため、希望者に土のうを無料で配布します。事前に防災安全課へ電話で申し込みの上、市役所まで引き取りに来てください。

■立ち退き避難
安全な場所にいる家族や知人の家への避難
▽屋内安全確保
屋外への移動が危険な場合は、自宅や近隣建物の2階以上へ移動

■避難準備について
▽防災ハザードマップで浸水区域や避難場所を確認
▽非常持出品・備蓄品の準備

▽水配り
浸水などの水害から住宅を守るため、希望者に土のうを無料で配布します。事前に防災安全課へ電話で申し込みの上、市役所まで引き取りに来てください。

▽申込・引渡期間 6月1日(月)～6月5日(金)午前9時30分～午後5時(引渡しは午後6時まで)
※土のうがなくなり次第終了。
※配布した土のうは、市で回収しません。ご家庭で保管・処分をお願いします。

緊急地震速報訓練と「八幡市シェイクアウト訓練」を同時実施

6月17日(水)午前10時～

国は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用し、全国一斉に訓練用の緊急地震速報を6月17日(水)午前10時から放送します。

この放送に併せて、市では地震の際の安全確保行動を身に付ける「シェイクアウト訓練」を実施します。家庭や職場、地域など、皆さんの積極的な参加をお願いします。

訓練の流れ

午前10時に八幡市防災行政無線から訓練用の緊急地震速報が流れます。

▼放送内容
「(チャイム) こちらは八幡市です。ただいまから訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音)」緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です(3回繰り返し)。こちらは八幡市です。これで訓練放送を終わります。(チャイム)

イム)」

▼訓練内容
①放送後、「姿勢を低くする」「頭を守る」「動かない」の3つの安全確保行動を約1分間実施。

②訓練用の緊急速報メールを受信し、内容を確認。

▼緊急速報メールについて
本訓練への参加の有無にかかわらずメールが受信されます。しかし、機種によっては受信しないものもあり、マナーモードに設定しても音が鳴る場合があります。

なお、近隣市町でも同時刻に訓練が実施されますので、同様のメールが複数受信される場合があります。

▼事前の参加登録
訓練への積極的な参加表明のため、事前の参加登録にご協力をお願いします。

▼参加申込
参加団体名(個人名)、人数、ホームページ等に参加団体名等を掲載する可否を電話、またはFAXで防災安全課へ。
※申込用紙は防災安全課窓口、市ホームページから入手できます。
※11月5日にも同訓練を実施する予定です。

生活情報センター

相談件数トップ10項目	上位	相談内容	令和元年度	平成30年度	前年度比
1	放送・コンテンツ等(不審なメール、ワンクリック請求、公共放送料金など)	73件	84件	86.9%	
2	商品一般(架空請求ハガキ、不審な荷物など)	61件	123件	49.6%	
3	健康食品(サプリメントなどの定期購入)	33件	16件	206.3%	
4	相談その他(不審な電話、個人間取引など)	26件	26件	100.0%	
5	役務その他(火災保険申請、パソコンのセキュリティなど)	25件	32件	78.1%	
6	インターネット通信サービス(光回線、光卸、プロバイダ契約など)	24件	17件	141.2%	
7	工事・建築・加工(リフォーム、屋根瓦工事など)	20件	23件	87.0%	
8	他の保険・福祉(雇用保険給付・募金など)	17件	7件	242.9%	
9	化粧品(化粧クリーム、育毛剤などの定期購入)	16件	7件	228.6%	
10	レンタル・リース・賃借(原状回復費用など)	15件	26件	57.7%	

商品やサービスなどに関するさまざまな消費生活相談を受けている生活情報センターに寄せられた令和元年度の相談概要は、次のとおりです。

通信販売による定期購入トラブルが急増!

相談件数は平成30年度比1割減、令和元年度に受け付けた相談総件数は586件で、前年度の650件より64件減少しました。が、高水準で推移しています。相談内容の傾向としては、通信販売による定期購入に関するものが増加しました。主には、インターネットで健康食品やサプリメントなどをお試しと思って安い価格で購入したら、実際は定期購入で高額な請求が来た」というもので、未成年者からも相談がありました。

また、スマホのSMS(ショートメッセージサービス)に有料サイトの未納料金があると記載された不審なメールや「消費料未納で訴状が提出された」という架空請求に関する相談も引き続き多い状況が続いています。ほかにも、アダルトサイトを經由した「ワンクリック請求」

やパソコンに「ウイルスに感染した」と突然表示された偽警告画面を見て、有償のセキュリティソフトをインストールしてしまつたとの相談、副業サイトや出会い系サイトに関するトラブルの相談なども寄せられました。相談者の半数以上が60歳以上、契約当事者の年代別では、70歳代以上が236件と最も多く、60歳代と合わせると328件(総件数の約56%)となり、高齢者からの相談が多い状況が続いています。また、30歳代の相談も53件あり、前年度比18%と増加しました。

通信販売トラブルの大半がネット通販による定期購入
販売購入形態別では、通信販売と訪問販売の相談が前年度より増加しました。中でも、通信販売ではスマホ等を利用したインターネット通販による定期購入の相談が大半を占めています。

雇用保険給付、火災保険申請などの相談が増加
国から、雇用保険の給付確認書類が昨年末ごろから順次対象者に封書で送付されており、給付金詐欺と疑われて相談されるケースが増えました。また、大阪府北部地震による建物等の被害について、火災保険を使って保険申請ができるのでサポートするという電話勧誘に関する相談も相次ぎました。

不審なハガキ、メールや電話には十分ご注意ください。身にも、決して連絡しないようにしましょう。時節柄、新型コロナウイルスに便乗した詐欺も増えています。不安に思ったり、トラブルにあった場合は、生活情報センター、または土日祝日もご相談可能な消費者ホットライン(☎1888)にいち早くご相談ください。

生活情報センター(☎9883・8400)

健康を支える国民健康保険

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

■保険料の納付通知書
6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

10期割です。口座振替の人は自動的に振替します。なお、口座振替を希望される場合は、同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

納付方法の変更

また、一定の要件により保険料が年金から天引き(特別徴収)となる場合は、6月に送付する納付通知書の表紙に「特別徴収用」と

世帯主には、国保の各種届け出や保険料を納める義務があります。

世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うこととなります。

国民健康保険料等の負担を軽減

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

退職により、国保加入者が雇用保険を受給する場合は、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

令和2年度国民健康保険料が決定

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計となります(表1)。なお、法改正により、軽減対象世帯が拡大され、賦課限度額が引き上げとなります。

令和2年度保険料率 (表1)

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.40%	2.82%	2.70%
均等割	25,851円	9,551円	11,121円
世帯平等割	17,418円	6,435円	5,583円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

法定軽減対象の基準額の変更について

下表のとおり、法定軽減(均等割・世帯平等割のみ)の基準額が変更され、低所得者の負担軽減の対象が拡大されます。

法定軽減	令和2年度	平成31年度
7割	33万円	
5割	33万円+28万5千円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割	33万円+52万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

※世帯主と国保加入者全員の合計所得金額が表の金額以下の場合に軽減対象となります。※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)を含みます。※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

保険料の算出例

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳の人)に該当する場合

世帯の所得	法定軽減	保険料
33万円	7割	57,970円
147万円	5割	243,920円
241万円	2割	423,340円
300万円		538,240円
400万円		667,440円

後期高齢者医療 令和2年4月から 保険料を変更

後期高齢者医療保険料は、全員が負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額となり、被保険者個人ごとに計算します。

1年間の保険料=均等割額(53,110円)+所得割額(被保険者本人の総所得金額等-基礎控除額33万円)×所得割率9.98%

保険料の軽減措置について

令和2年4月から保険料の特例措置に伴う軽減率が変わりました。被保険者全員と世帯主の総所得金額等が33万円以下で、かつ被保険者全員が所得0(公的年金等控除額は80万円として計算)の世帯の軽減率が、令和元年度の8割軽減から、7割軽減に変わります。

また、被保険者全員と世帯主の総所得金額等が33万円以下の世帯は、令和元年度の8.5割軽減から、7.75割軽減に変わります。

※保険料の通知は7月中旬に送付します。また、詳しい保険料の納付方法などは、広報やわた7月号でお知らせします。

国民健康保険課医療係(☎983-2976)

個人市民税の減免

個人市民税は、前年の所得に基づき課税をするため、失業などで所得が無くなった場合も課税されます。

ただし、次の要件に該当し、徴収猶予・納期限の延長などによっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けられる場合があります。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
 - ②失業、廃業などで所得が無くなったため、生活が著しく困難となった場合(退職の場合は一定の離職理由に該当する場合のみ)
 - ③学生および生徒(前年の合計所得金額が65万円以下)
 - ④災害により大きな損害を受けた場合(前年の合計所得金額が1千万円以下)
 - ⑤その他特別の事情がある場合
- ※前年の所得が基準額を超える場合や、家族に一定の所得がある場合は、減免の対象とはなりません。

各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書、印かん、①~⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係まで申請してください。

※申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。なお、納期限を過ぎたものや、納付済みの場合は対象外となります。

コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

取得できる証明書

所得証明書、課税(非課税)証明書

※令和2年度の証明書は6月2日(火)

から取得できます。
サービスの利用時間
午前6時30分~午後11時(土・日・祝日含む(6月1日、12月29日~1月3日は利用不可))。

交付手数料
1通300円
※利用可能な店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。
国民健康課市民税係(☎983-1113)

障がいのある人の 軽自動車税(種別割)を減免

申請は6月30日(火)まで

次の①~③のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

- ①障がいのある人が車を所有し、自分で運転する場合
 - ②障がいのある人が18歳未満、または障がいのある人が身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級を所持するなどの場合は、同一生計者が車を所有し、もっぱら障がいのある人のために運転する場合
 - ③障がいのある人等のみで構成される世帯が所有する車を、介護者が常時運転する場合
- ※車の所有者や障がいの種類・等級ごとに条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

減免の手続き

令和2年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って、6月30日(火)までに税務課市民税係へ申請してください。※年度途中の減免や自動車税(普通自動車)の減免と合わせて受けることはできません。

国民健康課市民税係(☎983-2164)

国民健康保険料等の負担を軽減

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

令和2年度の介護保険料について



■ 介護保険料（令和2年度）

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料基準額は、3年度ごとに見直しをします。基準額は必要な介護サービス費や被保険者数の見込みを基に算定しております。平成30年度から令和2年度までの1人当たりの基準額は、年額63,000円（月額5,250円）です。

そして、本人及びその世帯員の税課状況や所得に応じて年間の保険料が決まります。所得区分は、表のとおり16段階となります。

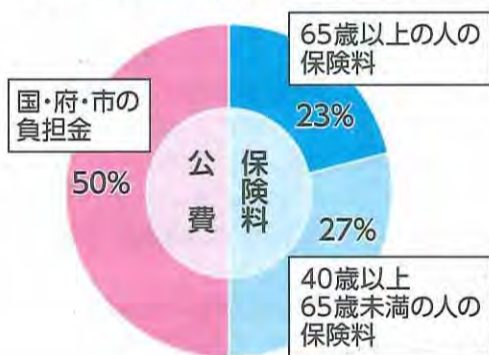
なお、低所得者（第1段階・第2段階）の介護保険料は公費負担により軽減しています。※第2号被保険者（40歳～64歳の人）の保険料は、加入している医療保険によって異なります。

介護保険料納入通知書を6月中旬に送付

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料を財源（円グラフ）に運営されています。

6月中旬には、第1号被保険者（65歳以上の人）に、令和2年度の介護保険料納入通知書を送付しますので、介護が必要になったときに安心して介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担は除く）



介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の方は、基本的に年金から天引き（特別徴収）となりますが、年度途中で65歳になった人や、本市へ転入した人などは一時的に市から送付される納付書や口座振替で納入（普通徴収）となります。

問高齢介護課介護給付係(☎983-1328)

区分	負担割合	年額保険料
第1段階	基準額×0.30	18,900円
第2段階	基準額×0.50	31,500円
第3段階	基準額×0.70	44,100円
第4段階	基準額×0.90	56,700円
第5段階	基準額×1.00	63,000円
第6段階	基準額×1.08	68,040円
第7段階	基準額×1.25	78,750円
第8段階	基準額×1.50	94,500円
第9段階	基準額×1.60	100,800円
第10段階	基準額×1.80	113,400円
第11段階	基準額×2.00	126,000円
第12段階	基準額×2.20	138,600円
第13段階	基準額×2.30	144,900円
第14段階	基準額×2.35	148,050円
第15段階	基準額×2.40	151,200円
第16段階	基準額×2.45	154,350円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1段階・第2段階の負担割合を軽減しております。

- 「老齢福祉年金」とは、明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。
- 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、平成30年（2018年）4月以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「公的年金等に係る雑所得（第1～5段階のみ）」を控除した額となります。ただし、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- 「公的年金等収入額」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

市税・国民健康保険料は納期内に納めましょう

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。市税等は金融機関やコンビニなどで納付できますので、期限内に納付してください（取扱金融機関やコンビニは納付書の裏面に記載しています）。

なお、6月15日（月）までに手続きをした場合は、納期が7月の固定資産税・都市計画税第2期分、国民健康保険料第2期分から、7月15日（水）までに手続きをした場合は、納期が8月の市市民税第2期分、国民健康保険料第3期分から振替します。

市税・国民健康保険料の納期は、市・府民税（普通徴収分）6月・8月・10月・12月、固定資産税・都市計画税 5月・7月・9月・11月、軽自動車税 6月、国民健康保険料 6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

便利な口座振替の利用を
口座振替は市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合あり）、または税務課で受け付けしています。

納付が困難なときは
※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限までに税務課収納係へご相談ください。

※内容により、京都地方税機構でご相談いただく場合があります。

問税務課収納係(☎983-2481)

6月は環境月間です

住宅用太陽光発電システム

設置費の一部を補助

住宅に太陽光発電システムを設置した場合、設置費用の一部を補助します。

補助対象者 自ら居住する市内の住宅に「住宅用太陽光発電システム」を設置した人で市税を滞納していない人

補助金額 住宅用太陽光発電システムの最大出力1kW当たり1・5万円(上限5万円)

申し込み 申請書に次の書類を添えて、太陽光発電にかかると電力供給開始日から**6カ月以内**に環境保全課まで直接提出してください。

住民票の写し(コピー不可)、市税の完納証明書、領収書のコピーなど。

※申請書は市ホームページ、または環境保全課窓口で配布しています。



「美しいまちづくりまかせて!」
事業に参加しませんか

本事業は、公園や歩道などのごみ拾いや樹木への水やり、雑草の除草など、市民グループが行う無償のボランティア活動を市が支援するものです。

すでにグループでボランティアの清掃をされている人、これから

▽活動場所へのグループの表示板(サインボード)の設置

▽ボランティア保険の適用

やってみようとお考えの人はお気軽にご相談ください。

支援内容

▽ごみ袋や軍手、清掃用具の貸与

▽活動場所へのグループの表示板



グリーンカーテンで暑い夏を快適に!

グリーンカーテンは、窓辺でゴーヤなどのつる性植物を育てて作る緑のカーテンです。日差しを和らげることで室内の温度の上昇を抑えるため、夏を涼しく快適に過ごすことができ、省エネにもつながります。

秋には、グリーンカーテン写真コンテストを開催予定です。優秀作品には景品も用意しています。

ゴーヤやつるむらさきを育てて、グリーンカーテン作りをチャレンジしてみませんか。ぜひ、写真に撮ってコンテストにも応募してください。

※写真コンテストの詳細は、広報やわた7月号でお知らせします。

八幡市環境市民ネットの会員募集

八幡市環境市民ネットは、八幡市環境基本計画に基づいて発足した環境パートナーシップ組織で、人と自然が共生する環境にやさしいまちの実現を目的に活動しています。

関心のある人は、環境保全課までお気軽にご連絡ください。

▽活動内容 会員同士が話し合いで決定しています。現在は、グリーンカーテンやマイバッグの普及啓発活動や、幼稚園・保育園で環境教育として大型紙芝居の上演などを行っています。

▽年会費 1,000円

太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置を検討されている人へ

同時設置の場合は「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」に上乗せ補助があり、2つの補助制度をあわせて最大32万円の補助が可能です。

補助金額

①住宅用太陽光発電システムの最大出力1kW当たり1万円(上限4万円)

②蓄電設備の蓄電容量1kWh当たり3万円(上限18万円)に5万円(定額)を加算した額

※不明な点は市ホームページ、または環境保全課までお問い合わせください。

「まちかどのごみ」ゼロの日中止のお知らせ

例年、6月の第1日曜日に市民の皆さまと道路や公園を清掃する「まちかどのごみ」ゼロの日を実施しておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止いたします。

問環境業務課 (☎983-5340)

問環境保全課 (☎983-2795)

民生・児童委員の活動を紹介します

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから、「民生・児童委員」と呼ばれています。また、児童問題を主に担当する主任児童委員も各小学校区に配置されています。

任期は3年で、令和元年12月1日に厚生労働大臣から委嘱された146人が、市内を7地域に分けて活動しています。

民生・児童委員の主な活動

【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握。

【相談】福祉に関する悩みや心配ごとに関する相談を実施。

【情報提供】各種福祉制度に関する情報提供。

【連絡調整】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関との連絡調整を実施。

【その他】各種証明書などの取扱業務の紹介や、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動(要援護者の見守りなど)への協力。



バルーンアートを披露する民生・児童委員(福祉のつどい 令和元年5月18日)

各委員は市民の皆さまの身近な相談役として、困りごとに応じた助言を行うほか、市役所の担当部署へのパイプ役を務め、解決のお手伝いをします。

地域ごとに担当の委員が決まっていますので、委員の氏名や連絡先などについては、福祉総務課までお問い合わせください。なお、相談内容などの秘密は厳守されます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間

街頭啓発活動

5月12日の「民生委員・児童委員の日」から1週間を活動強化週間と位置づけ、民生児童委員協議会では、5月1日から市役所、男山児童センター、橋本公民館にPR用の懸垂幕・横断幕を設置。また、民生・児童委員の活動をPRするチラシも配布し、啓発活動を行いました。

問福祉総務課 (☎983-1334)

生活情報センターだより

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意!



【事例】SNSで「マスクが購入できる通販サイトがある」という広告を見た。記載されていた通販サイトから、マスク100枚、約4,000円を注文した。支払いはクレジットカード決済しかなく、カード番号を入力する画面も表示されなかった。そのまますぐに注文受付メールが届き、「クレジットカードはこちらにアクセスし、登録してください」とURLが記載されていた。このような方法で登録したことはなく、URLにはアクセスしていない。業者の電話番号や住所の記載はあるが怖いので連絡していない。不審なのでキャンセルしたい。(30歳代・女性)

【アドバイス】SNSの書き込みや広告の内容

をうのみにせず、リンク先の通販サイトの住所、電話番号表示や注文手続きに不審な点がないか慎重に確認しましょう。特に、「SNSに表示される広告だから、リンク先も安心できる通販サイトだろう」といった思い込みをしないようにしましょう。フィッシングサイトの恐れもあり、氏名や住所、電話番号などの個人情報やクレジットカード番号を入力すると不正に取得される可能性があります。入力してしまった場合は早急にクレジットカード会社に連絡しましょう。気になることや対応に困ったことがあれば、生活情報センターにお問い合わせください。

生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

生活

▶し尿収集日程のお知らせ

生活情報センター ☎631-5171
FAX631-6011

6月8日(月)、6月29日(月)	科手
6月10日(水)	橋本、高坊、大谷、樋ノ口、川口高原
6月12日(金)	八幡木津川以北、森垣内、名残、川口(高原を除く)、双栗、戸津(国道1号線以西)、下奈良(国道1号線以西)、二階堂、長町
6月15日(月)	土井、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森、御馬所、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、杵田、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡ル瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城ノ内、河原崎、枚方バイパス沿線
6月17日(水)	清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福祿谷、月夜田、南山、美濃山、上奈良
6月19日(金)	内里、戸津(国道1号線以東)、下奈良(国道1号線以東)
6月2日(火)、6月23日(火)	野尻、岩田、里上津屋、浜上津屋

▶食用廃油の回収日程表

生活情報センター ☎983-5340

10日(水)	上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイブ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地
12日(金)	長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※回収日の午前8時までに出示してください。
※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。
※回収場所が分からない人はお問い合わせください。

▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【祝日】6月はありません。
【平日】月曜日～金曜日、午前8時30分～午後4時30分
※戸別収集は要予約。
場所 市役所別館環境業務課
生活情報センター(☎983-5340)

▶不用品情報

▼ゆずります
ベビー用品▼ベビー用ハイチェア(木村製作所製、座背部ビニール黄

◀寄附▶

市の福祉行政に役立ててほしいと、5月20日、匿名希望者から10,000円。

◀寄贈▶

5月1日、株式会社たまゆらさまから、マスク10,000枚。5月7日、有限会社男山化学さまから、フ

ェイスシールド60個。5月19日、A-Frame株式会社さまから、マスク25,000枚。その他、匿名希望者7人から、マスク・プラスチックエプロン・ビニール雨がっぱなどを寄贈いただきました。
市に◀寄附・寄贈◀をいただきまして、ありがとうございました。

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは
◆八幡市民図書館(☎982-7322)
◆男山市民図書館(☎982-4123)

▶自動車文庫の巡回日程

午後1時に大雨注意報・警報発令時は運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回する場合があります。

新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、急きょ運行を中止または予約貸出のみの運行となる場合があります。

30分間停車します	
6月2日(火)、6月23日(火)	
内里(有都福祉交流センター)	14:00～
上津屋里垣内(四季彩館)	14:40～
八幡長町・北(7組ロータリー)	15:30～
橋本栗ヶ谷(メロディハイム希望ヶ丘前)	16:20～
6月3日(水)、6月24日(水)	
男山石城(地域包括ケア複合施設YMBT)	13:20～
岩田岩ノ前(石田神社御旅所)	14:10～
橋本あらかし公園(西入口)	15:00～
西山足立(橋本児童センター)	15:40～
橋本西山本(橋本橋東側)	16:20～
6月9日(火)、6月30日(火)	
南ヶ丘保育園	14:10～
美濃山御幸(みゆき南公園)	14:50～
ファインガーデンスクエア(ウエストエントランス)	15:30～
男山笹谷(D19棟南側)	16:20～
6月10日(水)	
橋本塩釜(島岡歯科医院前)	13:40～
南ヶ丘児童センター	14:20～
八幡山田(しののめ公園)	15:00～
美濃山幸水(幸水集会所)	15:40～
子ども・子育て支援センター(すくすくの杜)	16:20～
6月16日(火)	
岩田松原(魚清前)	13:10～
ケアハウスポポロ21	14:00～
八幡長町・南(児童遊園)	14:50～
八幡樋ノ口(今井氏宅前)	15:30～
6月17日(水)	
下奈良今里(有都交流センター)	14:10～
川口(まつむし児童公園)	14:50～
有都小学校	15:30～
美濃山小学校	16:20～

▶6月の図書館休館日

八幡市民図書館
5日(金)、12日(金)、19日(金)、25日(木)、26日(金)
男山市民図書館
1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、25日(木)、29日(月)

NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】〈よみもの〉

『かなへび』
竹中 踐/さく
石森 愛彦/え
かなへびは へびのなかま。かなへびは どうやって おおきくなるのでしょうか。ちかくの のほらを さがしてみよう。幼年から。



【成人図書】

死学のすすめー死はおそれるものではなく学ぶものー 曾野 綾子
木になった亜沙 今村 夏子
フラウの戦争論 霧島 兵庫
天穹の船 篠 綾子
希望のゆくえ 寺地 はるな
夜がどれほど暗くても 中山 七里
礼儀正しい空き巣の死 樋口 有介
MISSING 失われているもの 村上 龍

十二月の十日

ジョージ・ソーンダース
新聞の嘘を見抜くー「ポスト真実」時代のメディア・リテラシーー

徳山 喜雄
ザ煩惱 笑い飯 哲夫

短 信

▶2020年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

申込受付期間 インターネット(原則)6月22日(月)～7月1日(水)
第1次試験日 9月6日(日)
試験地 京都市ほか
その他 受験資格等、詳細はホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)をご覧ください。
生活情報センター近畿事務局 試験第二係(☎06-4796-2191)

▶出張がん個別相談

保健師または看護師が、がんに関わる様々な相談をお受けする出張相談です。※要予約。相談無料。
日 時 6月9日(火)午後1時～3時30分
場 所 山城北保健所(宇治市宇治若森7-6)
☎・実施日の前日までに、電話で京都府がん総合相談支援センター(☎0120-078-394、平日の午後4時まで)へ

困ったときは ご相談ください

◆弁護士相談

【電話予約制、先着8人】
相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
6月2日(火)	文化センター 2階第1会議室	5月26日(火)～
6月9日(火)	文化センター 2階第1会議室	6月2日(火)～
6月16日(火)	生活情報センター	6月9日(火)～
7月7日(火)	文化センター 2階第1会議室	6月30日(火)～

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆行政書士相談

◆行政相談

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、中止いたします。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。

◆司法書士相談

【電話予約制、先着5人】
土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。▶6月25日(木)生活情報センター※予約は18日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆ふれあい福祉相談

福祉に関する相談に応じます。ふれあい福祉センター(☎・FAX983-2000)

【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後5時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日は留守番電話またはFAXで受け付けます)

【出張相談】火曜～木曜日(祝日除く)午前10時～正午、八寿園

◆年金相談

【電話予約制】予約は京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)まで▶6月26日(金)午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室

国民年金からのお知らせ

障害基礎年金について

国民年金に加入している期間、20歳前の期間、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、障害等級1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受け取ることができます。

ただし、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていることが必要です。
(1)初診日がある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
(2)初診日がある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

と。
○支給額(令和2年度年額)
1級に該当する人:977,125円
2級に該当する人:781,700円
※障害基礎年金を受け取ることができる人に生計を維持されている次のいずれかの子がいる場合は、加算があります。
(1)18歳になった後の最初の3月31日までの子
(2)20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子

特別障害給付金について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がいのある人に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

【支給の対象となる人】

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者
上記①または②であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がい状態に該当する人。原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。
○支給額(令和2年度年額)
1級に該当する人:629,400円
2級に該当する人:503,520円

関京都南年金事務所国民年金課(☎644-1165)・市民課年金係(☎983-2594)

◆人権相談

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、6月分は中止とします。お問い合わせは八幡人権・交流センター(人権啓発課)(☎981-3127)へ。

新型コロナウイルス感染症に起因して、増加が懸念されるDV被害者からの相談を受け付けています。

DV相談プラス(☎0120-279-889) 24時間対応
※チャット相談・外国人相談者向け相談:正午～午後10時。メール相談:24時間対応。詳しくは、ホームページ(<https://soudanplus.jp>)をご覧ください。

京都府家庭支援総合センター(虐待専用)(☎531-9900) 24時間対応
京都いのちの電話(☎864-4343) 24時間対応
24時間子供SOSダイヤル(☎0120-078-310)24時間対応

◆女性相談

女性問題について相談に応じます。※6月は電話による相談のみとします。

【専門相談】(要予約)
▶6月11日(木)▶25日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは八幡人権・交流センター(☎983-1784)へ。

【一般相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～正午・午後1時～5時

◆くらしと仕事の相談

専門の相談員が経済的に困りの人の生活、仕事などやご家族からの相談に応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

◆児童虐待の通告について

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)、子育て支援課(☎983-3148)

※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

◆家庭児童相談室

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、子育て支援課(☎983-3148)

◆母子父子家庭相談

母子・父子家庭の相談に応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時、子育て支援課(☎983-1112)

◆京都ジョブパーク個別就職相談会 ◆サポステ京都南若者個別就労相談

【予約制】予約は商工観光課(☎983-2853)まで

専門相談員が求職者等の就職を支援します。

時間は午前10時～午後2時。※事前予約制です。京都ジョブパーク(☎682-8915)、サポステ京都南(☎0774-54-5380)▶6月18日(木)市役所1階ロビー(エレベーター前)

◆消費生活相談

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

雇用調整助成金に関する 個別相談会(追加開催)

5月開催時、応募多数につき、追加開催。社会保険労務士が相談に応じます。

【予約制】6月5日(金)までに参加申込票を商工会(FAX981-8556)へ※参加申込票は、商工観光課や商工会窓口、商工会ホームページで入手できます。

▶6月10日(水)▶12日(金)午前10時～午後4時 商工会2階

※1事業所当たり50分。具体的な相談の場合は、賃金台帳・出勤簿・労働者名簿などをご持参ください。

関商工会(☎981-0234)

◆介護相談

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の相談と情報を提供します。

地域包括支援センター(月曜～土曜日(祝日除く)午前9時～午後5時)やまもと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)

※次の在宅介護支援センター(日時は地域包括支援センターと同じ)や高齢介護課(☎983-5471)(月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分)でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)

◆障がい者(児)相談

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。お問い合わせは障がい福祉課(☎983-2129)へ。▶6月2日(火)男山公民館。対象は知的障がい者・視覚障がい者

子育て すくすく 6月



●子ども・子育て支援センター
すくすくの杜(☎972-1085)

●子育て支援センター
あいあいポケット(☎983-8747)

●第二子育て支援センター
そよかぜ(☎981-5009)

センターでは



市内在住の妊婦さん、および生後2カ月～就学前のお子さんとその保護者(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、発達相談(予約制。利用時間内に各センターへ)、育児の情報交換の場を無料で提供しています。各種事業など詳しくは、上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。
▶開設日=月曜～金曜日(全支援センター)および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)
▶利用時間=午前9時～正午、午後1時～4時
▶休館日=祝日および年末年始(12月29日～1月3日)
※市に気象警報が発令されている場合は休館となります。

園開放日



時間 午前10時～11時

※持ち物や対象など、詳しくは上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。各園までお問い合わせください。

園名	日程
男山保育園 ☎982-0701	12日(金) 園庭開放 24日(水) 親子ヨガ(0・1歳児対象)

ピロリ菌除菌治療費の 助成金申請期限について

一定の条件を満たす対象者にピロリ菌一次除菌のための薬剤費などを支給しています(上限2,000円)。対象 健診や人間ドックなどでピロリ菌感染(胃炎などの疑い含む)が判明し、令和2年1月1日～3月31日の間に除菌治療を完了した人
受付 6月30日(火)までに、郵送または京都府健康対策課の窓口へ持参
☎京都府健康対策課(☎414-4766、〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)

マタニティスクール

離乳食教室の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6月のマタニティスクールと離乳食教室を中止します。心配なことやご相談がありましたら、ご連絡ください。保健師・栄養士が応じます。次回は8月実施予定です。日程など詳細は、市ホームページをご覧ください。保健係(☎983-1115)にお問い合わせください。

はじめての絵本



センターでは、赤ちゃんにはじめての1冊をプレゼントしています。

対象講座参加日に生後4カ月から1歳の誕生月までのお子さんとその保護者

日程や場所、申込など、詳しくは上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。各センターまでお問い合わせください。

6月は「食育月間」です

【「食べる力」＝「生きる力」を育む 食育 実践の環を広げよう】

「食育」とは、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く基本的な営みですから、子どもはもちろん、大人になってからも「食育」は重要です。健康的な食のあり方を考えるとともに、だれかと一緒に食事や料理をしたり、食べ物の収穫を体験したり、季節や地域の料理を味わったりするなど、食育を通じた「実践の環」を広げましょう。

考えよう。大人も子どもも、みんなの未来をつくる「食育」の大切さ



【健全な食生活を実践するには?】

・朝ごはんをきちんと食べる

朝ごはんは1日のパワーの源であり、寝ている間に低下した体温を上昇させ、からだは1日の活動の準備を整えます。1日の食事を規則的にとり、生活リズムを作っていくことが、健康的な生活習慣につながります。朝ごはんでき生き生きとした1日のスタートを切りましょう。

・栄養バランスを考える

食事を作ったり、選んだりするときに、主食・主菜・副菜を組み合わせ、栄養のバランスのとれた食事を意識しましょう。

主食 ごはん・パン・麺などの穀類を主な材料にした料理。炭水化物を

多く含み、エネルギーの元になる。

主菜 魚・肉・卵・大豆を主な材料にした料理。タンパク質や脂質を多く含む。

副菜 野菜・芋・海藻などを主な材料にした料理。いろいろなビタミン、鉄、カルシウム、食物繊維などを多く含む。

また、「日本型食生活」は、ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食を組み合わせ、栄養バランスに優れています。ライフスタイルに応じて、日本型食生活を積極的に取り入れましょう。

☎保健係(☎983-1115)

検診自己負担はすべて無料!!

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止または延期の可能性があります。随時、広報やわたまたは市ホームページに掲載します。また、中止・延期の場合はお申込みいただいた人へ、封書などで通知いたします。

1 子宮頸がん検診

実施期間 7月1日(水)～令和3年2月27日(土) ※市内での受診をご希望の場合、申込み状況によっては、受診期間が8月以降になる場合があります。

申込期限 令和3年1月29日(金)まで

対象 20歳以上(令和3年3月31日時点)の女性 ※令和元年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。

場所 京都府下の指定医療機関(市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科)

内容 問診、婦人科内診、子宮頸部細胞診

2 乳がん検診

実施期間 7月1日(水)～令和3年2月27日(土)

申込期限 令和3年1月29日(金)まで

対象 40歳以上(令和3年3月31日時点)の女性のうち西暦で奇数年生まれの人 ※乳房形成術を受けたことのある人・妊娠中の人・ペースメーカーを装着している人・胸部の皮下に医療器具を埋め込んでいる人は

受診できません。

場所 京都府内の指定医療機関(男山病院、京都八幡病院、田辺中央病院)については申込不要。直接医療機関へ予約。 ※新型コロナウイルス感染症により、現在医療機関への予約を中止しています。予約開始しましたら、広報やわたと市ホームページなどでお知らせします。

内容 問診、マンモグラフィ(40歳代：2方向、50歳以上：1方向) ※西暦で偶数年生まれで令和元年度に市の検診を未受診の人(クーポン券受診者含む)のうち、検診を希望される人は健康推進課までお問い合わせください。

3 肝炎ウイルス検診

実施期間 7月1日(水)～10月31日(土)

申込期限 10月30日(金)まで(郵送の場合は10月23日(金)必着)

場所 指定医療機関
対象 40歳以上(令和3年3月31日基準)で過去に健康診査・人間ドック・妊婦健診等で肝炎ウイルス(B型はHBs抗原、C型はHCV抗体)検査を受けたことのない人

申込方法 1・2・3・4共通

健康推進課窓口で申し込みいただくか、ハガキに希望検診名・住所・氏名・生年月日・満年齢・電話番号を記入し、郵送してください。

※乳がん検診の申込には、医療機関名の記載が必要。

※子宮頸がん検診の申込には、市外(京都府内)での受診をご希望の場合に限り、医療機関名の記載が必要。

通知時期 6月末。胃がん検診は9月下旬

☎保健係(☎983-1115)

内容 問診、血液検査

受診勧奨 今年度中に40歳・45歳・50歳・55歳・60歳になれる人で、過去に市の肝炎ウイルス検診を受けていない人には、受診を推奨するために、受診票を送付予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、送付を見合わせていただきます。受診希望の方は、お申込みください。

4 胃がん検診

実施期間 10月下旬～12月中旬(予定)

場所 母子健康センター
対象 40歳以上(令和3年3月31日基準) ※過去に胃等消化器の手術を受けたことのある人、アレルギー体質の人は、主治医と相談のうえ申し込みください。また、過去にバリウムによるアレルギー症状があった人・胃や十二指腸を切除された人・食道を手術された人・消化管の閉塞またはその疑いがある人・妊娠中もしくは妊娠の可能性のある人は受診できません。

内容 問診、バリウムによる胃レントゲン撮影(検診車)

保健医療

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。
 ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
 ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
 ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。
 ◎健康推進課で実施する事業は市に暴風警報が発令（午前の事業は午前7時時点、午後の事業は午前11時時点）されている場合中止となります。

6月の各種健康相談

▽窓口健康相談（要予約）
 16日（火）午前9時30分～11時
 母子健康センター
 40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。

▽高齢者健康相談
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、高齢者健康相談は中止といたします。

※窓口健康相談実施分は事前に保健係へ予約を。
 保健係(☎983-1115)

休日応急診療所
 ☎983-3001
 診療日 日曜日・祝日・年末年始
 場所 八幡園内73-3（市役所北側）
 診療科目 内科・小児科
 受付時間 午前11時30分～午後5時30分
 診療時間 正午～

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、発熱（37.5℃以上）のある人の受診について
 新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、発熱（37.5℃以上）のある人の受診を午後3時30分～4時30分の1時間とさせていただきます。また、受診の前に電話にてご連絡をお願いいたします。

小児救急医療
 次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医または救急総合診療科医が当直し、小児救急患者を診察します。
 ●男山病院（☎983-0001）
 毎週金曜日（祝日は除く）
 午後6時～翌朝8時
 ●宇治徳洲会病院（☎0774-20-1111）
 24時間365日
 ●田辺中央病院（☎0774-63-1111）
 24時間365日

子ども医療電話相談
 ☎#8000 または ☎661-5596
 小児科担当看護師や小児科医師が、休日、夜間の電話相談に応じます。
 相談時間 午後7時～翌朝8時
 ※土曜日は午後3時～翌朝8時

6月の乳幼児健康診査・すこやか子ども相談のご案内 保健係(☎983-1115)

事業名	会場	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、乳幼児にかかる左記の健康診査等を中止いたします。 中止する期間は現在のところ未定です。新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえつつ、再開の時期を検討してまいりますので、最新情報は市ホームページをご覧ください。 なお、電話による育児相談や健康相談は随時実施していますので、お子さんの発育・発達や育児などについて、ご心配なことや相談されたいことがありましたら健康推進課にご連絡ください。保健師・栄養士が相談に応じます。
4カ月児健康診査	母子健康センター	
10カ月児健康相談	母子健康センター	
1歳8カ月児健康診査	母子健康センター	
3歳児健康診査	母子健康センター	
すこやか子ども相談	母子健康センター	
	八幡人權・交流センター	
	子ども・子育て支援センター（すくすくの杜） 子育て支援センター（あいあいポケット）	

定期予防接種のお知らせ 保健係(☎983-1115)

【集団予防接種】
BCG予防接種
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月以降のBCG集団予防接種を当面の間、中止とさせていただきます。6月実施分も中止といたします。
 BCG予防接種の対象年齢は生後1歳に至るまでに1回接種です。中止に伴い、対象年齢を過ぎてしまう場合などは健康推進課までお問い合わせください。
 新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえつつ、再開の時期を検討してまいりますので、最新情報は市ホームページをご覧ください。

【個別予防接種】
 対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など、住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ）、麻しん風しん混合（MR）、水痘、二種混合（ジフテリア・破傷風）、日本脳炎（※①）、子宮頸がん予防ワクチン（※②）

※①特例対象者（平成12年4月2日～平成19年4月1日生）に当てはまる人で日本脳炎の接種が完了していない人は、20歳未満の間に接種可能。
 ※②現在、積極的勧奨（個別通知）を行っていません。接種にあたってはその有効性と副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。（標準的接種年齢：中学1年生～高校1年生相当）

【注意事項】
 ◆接種の際は、母子健康手帳・予診票が必ず必要です。（個別接種の場合は、健康保険証などの住所が確認できるものも必要）
 ◆母子健康手帳・予診票を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。
 ◆通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は健康推進課まで申し込みください。（電話申込可）
 ◆市外での接種を希望する人は、2週間前までに健康推進課へご連絡ください。

特定健診・後期高齢者健診等

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、健診を中止または実施時期の変更などが生じる可能性があります。最新の情報は、広報やわたまたは市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。
 受診期間 7月1日（水）～10月31日（土）
 費用 無料
 健診内容 問診、身体計測、血圧測定、検尿、血液検査（血糖、血中脂質、腎機能、肝機能、貧血など）、心電図など
 健診場所 指定医療機関


■特定健康診査
 対象 40歳～74歳の市国民健康保険に加入している人
 通知時期 6月下旬（「受診券」「受診票」を送付します）

※6月1日以降に市国民健康保険に加入手続きをした人は10月30日（金）までに国保医療課国保係(☎983-2962)へお申し込みください。
 ■後期高齢者健康診査
 対象 市後期高齢者医療制度に加入している人
 通知時期 6月下旬（「受診票」を送付します）
 ※施設に入所されている人、長期入院の人、8月1日以降の加入者は送付の対象外です。受診を希望する人は、10月30日（金）までに国保医療課医療係(☎983-2976)にお申込ください。
 ■生活保護受給者の健康診査
 対象 40歳以上（令和3年3月31日基準）の生活保護受給者
 ■生活支援課で「生活保護受給者証明書」の交付を受け、10月30日（金）までに保健係(☎983-1115)へ


4月から屋内は原則禁煙になりました

望まない受動喫煙をなくすため、改正健康増進法が全面施行されました。
 ①20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止に
 ②屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に
 ③喫煙室には標識掲示が義務付けに
 また、屋内だけでなく、路上喫煙や歩きたばこにより受動喫煙が生じることもあります。
 他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」が原因で、日本では年間推計約15,000人が亡くなっています。
 望まない受動喫煙をなくすためにも、マナーを守って喫煙をしましょう。
 健康増進係(☎983-1116)


新型コロナウイルス感染症の予防について




外出控え




密集回避




密接回避




密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

京都府でも新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されました。感染症の再拡大防止のため、次の「新しい生活様式」の実践などに、引き続きご協力をお願いいたします。

感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③こまめな手洗い

【「新しい生活様式」の実践例】

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- ・症状がなくてもマスクを着用
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う
- ・こまめに換気
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

健康増進係(☎983-1116)

特別定額給付金を支給します

申請期限は8月17日(予定)まで

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への支援を行うため各世帯1人につき10万円を給付します。

給付概要

申請できる人	住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主(令和2年4月27日現在)
給付金額	世帯員1人につき10万円
振込先	世帯主の本人名義の銀行口座
申請受付期間	①郵送申請方式:5月18日(月)~8月17日(月)(予定) ②オンライン方式:5月2日(土)~8月17日(月)(予定)
振込予定日	【6月の予定】 6月3日(水)、11日(木)、17日(水)、24日(水) ※申請受付より2週間、毎週水曜日が目安。

※住民基本台帳(令和2年4月27日現在)に記録されている外国人も対象です。詳しくは市ホームページから多言語対応の案内チラシをご覧ください。

申請方法

①郵送申請方式	郵送された申請書に記入し、必要書類と一緒に返送。マイナンバーカードを所持する世帯主のみ対象。※詳しくは総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp)をご覧ください。
②オンライン申請方式	文化センター1階展示室で受付。※感染拡大防止のため、やむを得ない場合に限り、郵送での申請にご協力をお願いします。
③窓口申請方式	

※まだ申請書が届いていない人は、お手数をおかけしますが特別定額給付金給付担当へお問い合わせください。

配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、事情により基準日以前に住民票を移すことができなかった人は、申出手続きをすることで、世帯主でなくても同伴者の分を含めて給付金を受け取ることができます。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
特別定額給付金給付担当(生活支援課) ☎983-1123、午前9時~午後5時

市税等の納付が困難な人へ

新型コロナウイルスの影響により市税等の納付が困難な場合、徴収の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは各担当部署にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

名称	問い合わせ先
市税・国民健康保険料(徴収猶予)	○納付期限内の場合 税務課(☎983-2698) ○納付期限が過ぎている場合 京都地方税機構(☎0774-46-6566)
国民健康保険料(減免) 後期高齢者医療保険料(減免)	国保医療課(☎983-2962<国保>、2976<後期>)
国民年金保険料(免除)	京都南年金事務所(☎644-1165) 市民課(☎983-2594)
介護保険料(減免・徴収猶予)	高齢介護課(☎983-1328)
市営住宅の家賃(減免・徴収猶予)	住宅管理課(☎983-5767)
上下水道料金(支払猶予)	経営課(☎983-5216)

子育て世帯への臨時特別給付金を支給

子育て世帯の生活を支援するため、対象児童1人につき1万円の給付金を支給します。支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者
※特別給付受給者は対象外。支給方法 6月10日から児童手当の振込口座へ順次支給申請手続 原則不要。対象者には、支給についてのお知らせを郵送しています。
※公務員の人は勤務先から申請の案内がありますので、公務員児童手当受給状況証明欄に証明を受けたうえで、申請書を出してください。
☎子育て支援課(☎983-1112)

傷病手当金を支給します

国民健康保険および後期高齢者医療被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染またはその疑いがあるために業務に服することができない被用者(給与の支払いを受けている人)に手当金を支給します。対象者 次の条件をすべて満たす人。
①療養により業務に服することができなくなった日が連続する3日間を含み4日以上あった。
②①の期間中に給与等の全部または一部を受け取ることができなかった。
支給対象期間 業務に服することができなくなった日から連続して3日間(待期間)を経過した後、4日目以降の就労ができた期間(令和2年1月1日~9月30日)のうち、就労を予定していた日。
支給額 (直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数
申請方法 申請書に必要事項を記入し、押印のうえ郵送。※申請書は市ホームページからダウンロード。国保医療課窓口でも配布しています。
☎国保医療課(☎983-2962<国保>、2976<後期>)

その他の支援情報については、市ホームページをご覧ください。



マスク等の捨て方に注意を

ごみ収集作業員などへの新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクやティッシュなどを捨てる際は注意してください。
○ごみ袋から直接外に飛び出さないようにするため、小分け袋に入れてからごみ袋に捨ててください。

○ごみ袋は中の空気を抜き、中身が飛び散らないよう口をしっかり縛ってください。
☎環境業務課(☎983-1114)

避難所における新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

避難所の運営や利用時のお願いについては次のとおりです。

- ①避難所の開設数と親戚や友人の家などへの避難の検討について
避難所での密集を防ぐため、より多くの避難所を開設する予定ですが、可能な場合は親戚や友人の家などへの避難も検討してください。
- ②避難所での生活について
避難所では、感染症拡大防止のため、施設の換気を行います。施設内では、手洗い・うがい・消毒の励行、マスクの着用を含む咳エチケットへのご協力をお願いします。また、マスクや消毒液などが不足していますので、できるだけ自ら携帯してください。

- ③自宅療養者等の避難について
自宅療養等を行っている人は、保健所等との調整により、避難先の決定を行いますので、避難所への独自の避難は避けてください。
- ④避難者の健康状態の確認について
避難所では健康状態確認のため、定期的な検温等を行いますので、体温計を持参してください。他にも常備薬など必要となるものは持参してください。
- ⑤避難所で新型コロナウイルスを発症した場合
感染者には、可能な限り専用のスペースの確保に努めますが、必要に応じ、適切な施設への移動をお願いする場合があります。
☎防災安全課(☎983-3200)

休業要請等に協力した事業者へ支援給付金を支給

府の緊急事態措置による施設の休止および営業時間の短縮の要請に協力いただいた事業者へ、「八幡市休業要請対象事業者支援給付金」を支給します。

支給要件 「京都府休業要請」

支給額
中小企業・団体 20万円
個人事業主 10万円
※1施設当たりの支給額。

対象事業者支援給付金の支給決定を受けた中小企業・団体および個人事業主のうち、市内に休止等の対応を行った事業所を有する者。

申請の要否
①府へ申請した施設が市内の1カ所のみである法人または事業主
↓市への申請は不要。府からの情報をもとに指定口座に支払います。

②府へ申請した施設以外にも市内に対象となる施設がある法人または事業主
↓府の支給決定を受けた後、市への申請が必要です。
要項等配布場所 商工観光課窓口、商工会事務局
市への申請方法 ②の該当者のみ7月31日(金)までに、申請書類を簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により〒614-8501(住所 city.yawata.kyoto.jp)

記載不要(商工観光課へ郵送してください)(消印有効)。
※封筒裏面に差出人の住所、氏名を記載してください。
※原則、持参による受付、対面での説明は行いません。ご不明な点は電話やメールでお問い合わせください。
申請書類や対象施設など、詳しくは要項または、市および府のホームページをご覧ください。
☎商工観光課(☎983-2962、2976)
53、メール: syokan@mb.city.yawata.kyoto.jp